河南町 人権をまもる会 だより NO.60

《発行日・発行者》
２０２６年(令和８年)１０月１日
河南町人権をまもる会
《所在地》
河南町大字白木１３５９番地の６
河南町すこやか生活部人権男女共同社会室
(住民生活課内)
TEL ０７２１－９３－２５００

法務省ホームページより

人権とは・・・

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。

「人権」は、難しいものでなく、誰でも心で理解し、感じることのできるものです。しかし、誤った認識や偏見により、いじめや虐待、差別などの悲しく痛ましい人権問題が起きています。どうすれば、このようなことをなくせるのでしょうか。



「誰か」のこと じゃない。

(啓発活動重点目標
～人権啓発キャッチコピー～)

私たちの社会には、今もさまざまな人権に関する課題があります。いじめや虐待など子どもに関わる問題、インターネットでの誹謗中傷やプライバシーの侵害、障害のある人や外国人、性的マイノリティの方などへの差別は、決して自分以外の「誰かのこと」、「自分には関係ないこと」ではありません。誰もが安心して暮らすためには、こうした問題を自分や家族、身近な人にも関わることとして考えることが大切です。一人ひとりが相手の気持ちや立場を思いやり、違いを認め合いながら行動することで、互いの人権を大切にする意識が広がります。関心と理解を深め、支え合う気持ちを持つことが、誰もが自分らしく暮らせる社会づくりにつながります。



啓発活動強調事項

法務省の人権擁護機関では、毎年その年度の「啓発活動重点目標」を定めるとともに、具体的な課題として、「啓発活動強調事項」を掲げ、人権啓発活動を実施しています。

①女性の人権を守ろう
②こどもの人権を守ろう
③高齢者の人権を守ろう
④障害を理由とする偏見や差別をなくそう
⑤部落差別(同和問題)を解消しよう
⑥アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
⑦外国人の人権を尊重しよう
⑧感染症に関連する偏見や差別をなくそう
⑨ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
⑩刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
⑪犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう
⑫インターネット上の人権侵害をなくそう
⑬北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
⑭ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
⑮性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
⑯人身取引をなくそう
⑰震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
⑱ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別をなくそう

人権をまもる会総会

5月16日(土)午後2時から町役場4階大会議室において、令和8年度人権をまもる会総会が開催されました。

当日は、令和7年度事業報告、収支決算報告、監査報告が行われ、また、令和8年度事業計画案、収支予算案が審議されました。



令和8年度　事業計画

《基本姿勢》

日本国憲法が基調とする基本的人権と河南町人権をまもるまちづくり条例の趣旨を尊重し、広く住民に人権意識の普及と高揚を図るための「啓発」に努めると共に、人権侵害を受けた人への救済機能である「相談」や関係機関等との協力・連携のもと「自立支援」を図ることなど、人権がまもられた差別のない明るいまちづくりをめざす。

《重点活動方針》

①同和問題のほか、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人・ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者・性的マイノリティなどの人権問題、インターネットによる人権侵害や宅地建物をめぐる人権問題、北朝鮮による日本人拉致問題、感染症による人権侵害、セクハラやパワハラをはじめとするハラスメント（嫌がらせ）など、多様化する人権問題について、広く住民の人権尊重思想の普及高揚を図り、さまざまな人権問題の解決のため、関係機関との連携強化に努める。

また、「河南町人権擁護都市宣言」並びに「河南町人権をまもるまちづくり条例」の趣旨を尊重し、何よりもお互いの人権をまもることの大切さを訴える活動を展開する。

②「啓発」による人権意識の高揚だけに限ることなく、「人権相談」の充実により実態を把握し、自己実現ができるように「自立支援」に向けた取り組みを行うことが求められている。

これら「啓発」「人権相談」「自立支援」の三つの機能を結び付けて、人権課題の解決を図ることにより、地域社会や日常生活の場において、住民一人ひとりがお互いの違いを認め、尊重し合える人権がまもられたまちづくりに努める。

③研修などを通じて会員の資質向上をはかるとともに、地域に根ざした人権活動を展開し、住民の自発的な学習の機会を支援し、地域において人権活動を担う人材育成に努める。

④全ての女性が個人として尊重され、性別による差別を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮し、さまざまな分野に共同参画できるジェンダー平等の社会の実現のため、その意識啓発と普及に努める。

⑤世界各所での武力紛争が続く中、正義と秩序を基調とする国際平和の希求、民主主義、基本的人権の尊重を基本とする日本国憲法及び「河南町非核平和都市宣言」の趣旨を尊重し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴え、次世代に伝える活動を展開する。

⑥「障害者差別解消法」の趣旨を尊重し、障がいがあっても無くてもお互いを尊重して、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指して展開する。

⑦「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を尊重し、外国人住民に対する偏見や差別をなくしていくために、お互いの文化等の多様性を認め、地域で共生できる社会を築いていく。

⑧「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を尊重し、地域社会や日常生活の場において、部落差別の解消に向けた取り組み活動を展開していく。

⑨ＬＧＢＴＱ＋など性的マイノリティ等に関する新たな人権問題解決のため、行政及び関係機関等との連携・協力ができるように努める。

⑩自殺対策について、経済・生活及び健康等の問題により自殺リスクが高まりつつあるため、行政及び関係機関等との連携・協力ができるように努める。

⑪震災等の災害に起因する偏見や差別をなくすため、一人ひとりが思いやりの心を持った行動がとれるよう、呼びかけていく。

《事業内容》

①人権啓発講演会・映画会の実施
②人権をまもる会だよりの発行
③啓発冊子の作成、啓発物品の配布
④町民を対象に人権啓発作品(作文・



詩・標語・ポスター）等の募集
⑤人権・平和啓発ＤＶＤ・図書の貸出し
⑥人権・平和啓発ＤＶＤの上映
⑦憲法週間・人権週間での街頭啓発活動等の実施
⑧各種行事においてパネル展や啓発物品の配布等の啓発活動の実施
⑨平和に関する啓発活動・平和を考える町民の集いの実施
⑩人権を考える町民の集いへの協賛
⑪広報紙による啓発
⑫町内各種団体及び関係機関との協力・連携による人権活動の実施
⑬人権擁護及び自立支援に関する相談の実施
⑭人権に関する研修会・講座等に参加
⑮役員会等での研修の実施
⑯人権相談及び女性相談に関する相談員の育成
⑰その他必要に応じて、役員会により新たな事業を加えることができる



※役員名簿

【任期】令和9年度まで

役職	氏名	地区
会長	新田　晃之	上河内
副会長	西浦　康彦	大ケ塚
副会長	吉年　研一	加納
副会長	田中　充子	中
副会長	武本　多弘	大宝
会計	田中　肇	山城
会計監査	橋本　才造	鈴美台
会計監査	大城　一郎	さくら坂

令和7年度　主な事業内容

憲法週間啓発事業

憲法週間（5月1日～7日）の啓発事業の一環として、憲法週間のポスター及び横断幕・懸垂幕を掲示しました。







平和パネル展とDVD上映

8月8日～15日、町役場1階男女共同参画コーナーにおいて「原爆と人間」というテーマの写真で「ヒロシマ・ナガサキ」のパネル展示を行うとともに、8月13日には、ＤＶＤ「太陽をなくした日」、「つるに乗って～とも子の冒険～」、「ヒロシマ母たちの祈り」、「ヒロシマ被爆者たちからの伝言」を上映しました。



平和を考える町民の集い

8月24日、ぷくぷくドームにて、「平和を考える町民の集い」を開催しました。この日は、映画「硫黄島からの手紙」を上映しました。







人権を考える町民の集い

12月7日、ぷくぷくドームにて、「人権を考える町民の集い」を開催しました。この日はネイティブアメリカンフルート奏者、藤原和夫氏をお招きし、『ハンデがあると思われる僕が今伝える事』をテーマに講演会が行われました。



人権週間啓発事業

毎年12月4日から10日までの一週間は「人権週間」であり、町では、人権啓発ポスター及び横断幕・懸垂幕を掲示するとともに、12月10日に、道の駅「かなん」で人権をまもる会役員と人権擁護委員が、啓発物品を配布し、人権尊重の大切さを呼び掛けました。





令和8年度 平和パネル展・DVD上映

令和8年は、戦後80年という重要な節目を経て、平和への尊さを心に刻み、平和への思いを次世代へ継承していく年です。改めて戦争の傷あと、悲惨さを思い起こす契機となることを目的に、展示とDVDの上映を行いました。また、平和のメッセージを書いていただけるスペースを設けました。

○場所
役場1階　男女共同参画コーナー
（①住民生活課前）

○平和パネル展
内容　ヒロシマ・ナガサキ
期間　8月7日(金)～14日(金)

○DVD上映
日時　8月14日(金)

DVD上映作品

開庁時間内で繰り返し上映しました。(9:00～17:30)



アニメーション　20分
いわたくんのおばあちゃん ～ぼく、戦争せんけんね～
アニメーション　23分
命の水 ～ひろしま水道物語～
アニメーション　30分
ヒロシマに一番 電車が走った
記録映像　35分
ヒロシマの記憶 幻の原爆フィルムで歩く広島

令和8年度 『平和を考える町民の集い』 映画上映会

8月23日、ぷくぷくドームにて、「平和を考える町民の集い」を開催しました。この日は平和な世界を願い、映画「木の上の軍隊」を上映しました。



令和8年度 『人権を考える町民の集い』 講演会（12月6日開催予定）

本年度の「人権を考える町民の集い」では、岩崎順子さんをお招きし、『受け継がれるいのち～生かされていると気づいた日々～』をテーマに講演会を開催予定となっています。



人権擁護都市宣言

我々は、平和、民主主義、基本的人権の尊重を基本とする世界に誇り得る日本国憲法を有し、基本的人権の享有は、永久の権利として、何人にも保障されている。

しかし、現実の社会は、部落差別をはじめ、障害者差別、女性差別、外国人差別などに見られるように、今なお、法の下の平等の原則がそこなわれ、人権侵害の事象が根絶されていない。

今こそ、住民一人ひとりが、自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が尊重される社会を築いて行かなければならない。

河南町は、基本的人権の尊重とあらゆる差別をなくすため、全住民が一層の努力を行うことを誓い、ここに本町を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

平成6年3月17日　採択

河南町の人権相談

どんな小さなことでも、一人で悩まないでお気軽にご相談ください。いっしょに考えます。

○日時　月～金(祝日を除く)
9時～17時

○場所　すこやか生活部
人権男女共同社会室(①住民生活課内)

法務省の人権相談

みんなの人権一一〇番

全国共通人権相談ダイヤル
0570-003-110
平日午前8時30分～午後5時15分

差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付けています。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。

こどもの人権一一〇番

0120-007-110
平日午前8時30分～午後5時15分

友達から「いじめ」を受けて学校に行きたくない、親から虐待されている。でも先生や親には言えない…、誰に相談していいか分からない…。一人で悩まずに、お電話ください。

インターネット人権相談受付窓口

上記二次元コードをバーコードリーダーで読み込んで接続してください。

相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面接により回答します。